○文部科学省告示第百十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十年文部省告示第七十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	室戸市吉良川町甲二二一六
附属屋		

○文部科学省告示第百十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十一年文部省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	倉吉市魚町二五六一―二
主屋	一棟	倉吉市西町二六六九―三
土蔵	一棟	倉吉市西町二六六九―二
主屋	一棟	倉吉市西町二六六九―三
付属屋	一棟	倉吉市西町二六六九―三
主屋	一棟	倉吉市西町二六六九―二
主屋	一棟	倉吉市西町二六六九―二
主屋	一棟	倉吉市西町二六六九―二
付属屋	一棟	倉吉市西町二六六九―三

別表三中、次の表に掲げるものを削除する。

別表三　倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	倉吉市西仲町二六三七
付属屋	一棟	倉吉市西仲町二六三七
倉庫	一棟	倉吉市新町三丁目二二九八
付属屋	一棟	倉吉市新町三丁目二二九八

○文部科学省告示第百二十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部大臣が定める家屋について、平成十二年文部省告示第九十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　川越市川越伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	川越市元町二丁目一番地四〇
主屋	一棟	川越市幸町五番地二二

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	美濃市二二七四―一
土蔵	一棟	美濃市二二七四―一
土塀	一棟	美濃市二二七四―一
土蔵	一棟	美濃市二〇三三―一
土塀	一棟	美濃市二〇三三―一
土塀	一棟	美濃市二〇三三―一
主屋	一棟	美濃市二一六九―四
主屋	一棟	美濃市二一六九―四

○文部科学省告示第百二十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十五年文部科学省告示第八十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表に、次の表に掲げるものを追加する。

別表　八女市八女福島伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	八女市本町三七四
事務所	一棟	八女市本町三七四
倉庫	一棟	八女市本町二二八―一
主屋	一棟	八女市本町二四三―一